

# 山梨県外国人労働者家族医療傷害保険制度 活用事業所支援事業費補助金

外国人労働者が、山梨県内で安心して働き、暮らすことのできるよう、母国在住の家族を対象とする現地の民間保険制度を活用した場合、外国人従業員の保険加入を助成した県内企業を県が支援します。

## 補助対象者

「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」参加している県内企業・団体等

## 補助内容

補助対象経費	補助率	補助金の額
事業者が行う外国人被用者（以下、「被用者」という。）の保険料負担額への金銭的支援額（負担額の2分の1以上を支払う場合に限る）	1 / 2 以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額 （被保険者一人あたりの補助上限額を13,000円とし、千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。）

## 対象事業の要件

事業所で雇用するベトナム、インド人従業員が保険に加入後、事業者がその保険料額の2分の1以上を助成した場合

## 申請の流れ

### STEP 1

外国人従業員本人が  
保険加入・保険料支払い



外国人従業員

### STEP 2

事業所が外国人従業員の  
保険料を助成



事業所

外国人従業員

### STEP 3

保険料の助成後、  
1ヶ月以内に県に申請



事業所

山梨県

## 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）まで